

平成24年度から実施される 個人市県民税の主な改正内容



扶養控除の見直し

扶養控除が次のとおり見直されます。

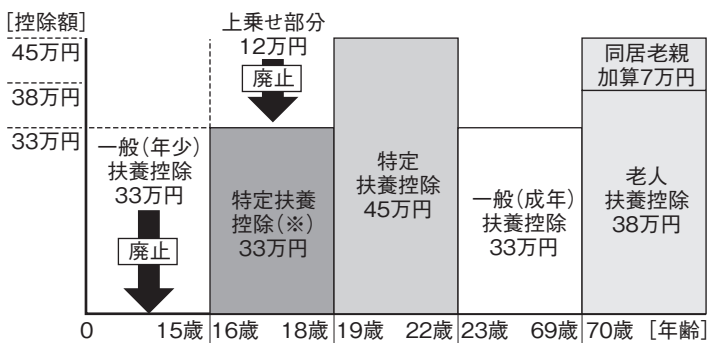
◆年少扶養親族に対する扶養控除の見直し

年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)に係る扶養控除(33万円)が廃止されます。

ただし、年少扶養親族を扶養している場合は、必ず扶養親族の申告をお願いします(扶養控除は廃止されませんが、市県民税の非課税限度額の算定などに必要です)。



給与所得者は、年末調整時に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「住民税に関する事項」欄に16歳未満の扶養親族を記入ください。確定申告書・市県民税申告書を提出する方は、申告書へ扶養親族を記入ください。



※16~18歳までの特定扶養控除は、一般扶養控除に移行

◆特定扶養親族(16歳以上19歳未満)の控除額の変更

特定扶養親族のうち16歳以上19歳未満の方に限って扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止されます(扶養控除額は45万円から33万円になります)。

19歳以上23歳未満の方の扶養控除額は、以前と変わらず45万円です。

◆同居の特別障害者に対する障害者控除の見直し

扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である

■平成24年度以降の障害者控除の額

区分	控除額	
	本人	控除対象配偶者または扶養親族
一般の障害者		26万円
特別障害者		30万円
同居特別障害者		53万円

■扶養控除の額

扶養親族の年齢	現行の控除額(平成23年度まで)	改正後の控除額(平成24年度から)
16歳未満の扶養親族(0歳~15歳)	33万円	0円(控除対象外)
一般扶養親族(16歳~18歳)	45万円	33万円
特定扶養親族(19歳~22歳)	45万円(変更なし)	45万円(変更なし)
一般扶養親族(23歳~69歳)	33万円(変更なし)	33万円(変更なし)
老人扶養親族(70歳~)	同居老親等以外	38万円(変更なし)
	同居老親等	45万円(変更なし)

る場合、扶養控除または配偶者控除の額に23万円を加算す

る措置(同居特別障害者加算の特例措置)について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円を加算する措置に改められます。

なお、16歳未満である年少扶養親族に対する扶養控除の適用はありませんが、その扶養親族が障害者である場合には、障害者控除が適用されます。

寄附金税額控除額の見直し

寄附金税額控除の適用下限額が、5千円以上を超えて寄附を行った場合であったものが2千円以上へと引き下げられました。

◆対象となる寄附金

都道府県・市区町村、日本赤十字社、共同募金会に対する寄附金

《問合せ》税務課市民税係

☎ 21-9045

道路の除雪に協力ください！

今年も問もなく雪の降る季節を迎えます。市では、道路交通の確保を優先するため、幹線道路や歩道をあらかじめ除雪路線と定め、積雪が15センチメートル以上になると早朝から除雪作業を行います。除雪作業をスムーズに行うために、次のことに協力ください。

お知らせとお願い

■生活道路や家周辺の除雪

除雪路線以外の生活道路や家周辺は、地域、近隣住民などで協力して除雪ください。

■道路への排雪禁止

家周辺の雪を道路へ捨てられると、交通の妨げとなり危険です。道路へ雪を捨てないでください。



▲幹線道路の除雪をする除雪車

また、屋根の雪下ろしも道路交通の妨げにならないように行ってください。



■路上駐車禁止

路上駐車は除雪作業の妨げとなりますので、絶対にしないでください。路上駐車がある場合、車両を傷付ける危険性が高いため、その路線の除雪ができなくなります。さらに除雪作業の進行が遅れる原因となり、皆さんの迷惑になります。

また、道路側に置かれている植木鉢やごみ箱、看板などは、除雪作業で破損する恐れ

がありますので、撤去ください。

■目印ポールなどの設置

ごみステーションなど路上から撤去したり移動できない工作物は、積雪時にも位置が分かるよう、目印となるポールや看板などを設置ください。

■排雪場所(豊岡地域のみ)

雪は、必ず次の2カ所に捨ててください。

- ①市役所城南町飯庁舎(豊岡健康福祉センター)付近「あやめ橋付近排雪場」(4トン車までの小型車のみ)
- ②堀川橋東詰付近「六方排水機場前河川敷排雪場」

皆さんのご協力を お願いします

除雪作業Q&A

Q 除雪には、どのくらいの費用が掛かっているの？

A 昨年度の除雪作業費用は、約3億1千万円でした。市が1日で除雪作業を行う距離は、約700キロメ



▲幹線道路の除雪をする除雪車

ートルで、これは豊岡市から岩手県花巻市までの直線距離に相当します。これほど長大な除雪路線を、市と委託業者の除雪機械約130台で対応しています。

Q 除雪作業を行う条件は？

A 市では、12月1日から3月31日までを除雪期間と定めています。積雪深が15センチメートル以上になると除雪作業を開始し、一部の地域を除き、おおむね午前8時30分までに作業を終えるようにしています。



Q 除雪作業が遅れることがありますか？

A なるべく早く除雪作業を終えるよう努めています。市内各地の積雪の状況や路上駐車などの影響で、やむを得ず遅れる場合があります。



また、断続的に雪が降っている場合は、再度の除雪が必要となるなど、さまざまな事態に対応することがありますので、理解をお願いします。

Q 道路除雪によって玄関前に雪の塊ができて困る！

A 迷惑をお掛けする場合がありますが、道路の交通確保を最優先に除雪作業を行っていますので、理解と協力をお願いします。

※除雪作業に関する問い合わせは、各区長さんを通じてお願いします。

《問合せ》建設課

☎23-11115または各総合支所地域振興課
《国道・県道に関する問合せ》
但馬県民局豊岡土木事務所
道路保全課 ☎26-3753